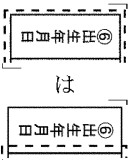


(原稿誤り)

一六ページ改正前欄中様式中



の誤り。
令和六年一月十九日(号外第十四号)国土交通省告示第三十号(標準運送約款の一部を改正する告示)
(原稿誤り)

一〇三ページ下段改正後欄一行目の前に次を加える。

旅客運送の部

目次

第1章～第3章 (略)

第4章 旅客の義務 (第18条～第20条)

第5章 賠償責任 (第21条・第22条)

第6章 連絡運輸等 (第23条・第24条)

一〇三ページ同段改正前欄一行目の前に次を加える。

旅客運送の部

目次

第1章～第3章 (略)

第4章 旅客の義務 (第18条・第19条)

第5章 賠償責任 (第20条・第21条)

第6章 連絡運輸等 (第22条・第23条)

正 誤

令和五年六月九日(号外第百二十二号)公布国土交通省令第四十七号(海上運送法施行規則の一部を改正する省令)
(原稿誤り)

七三ページ下段改正後欄七行目の次に次を加える。

(船舶運航計画の届出)

第三条 法第六条の規定により船舶運航計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した船舶運航計画届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 (略)

二 第二条第一項第四号イからニまでに掲げる事項

同ページ同段改正前欄二行目の前に次を加える。

(船舶運航計画の届出)

第三条 法第六条の規定により船舶運航計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した船舶運航計画届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 (略)

二 前条第一項第四号イからニまでに掲げる事項

令和六年三月四日(号外第四十七号)公布国土交通省令第十六号(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令)

一〇三ページ同段

改正後欄(2)～(8)

(略)

(2)

② 運送申込前の人が、入便に係る券が、指定手荷物の指し付けについて、該指前に戻した場台及び該券を記載する(。)

③～(8) (略)

(3)～(8) (略)

(3)～(8) (略)

(3)～(8) (略)

(3)～(8) (略)

(3)～(8) (略)

(3)～(8) (略)

(3)～(8) (略)

(3)～(8) (略)

(3)～(8) (略)

(3)～(8) (略)

(3)～(8) (略)

(3)～(8) (略)

(3)～(8) (略)

(3)～(8) (略)

(3)～(8) (略)

(3)～(8) (略)

(3)～(8) (略)